

内閣法制局  
昭和四十七年十月十四日

集団的自衛権と憲法との関係

(参・決委(昭四七・九・一四)における)  
水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約第五條(ウ)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国との共同宣言<sup>(参)</sup>第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されな<sup>い</sup>との立場にたつているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が．．．平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、．．．国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しそ

の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは  
どうも解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその  
基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてい  
るとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつ  
て国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるとい  
う急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを  
得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右  
の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべき  
ものである。そうだとすれども、わが憲法の下で武力行使を行なうことが  
許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限ら  
れるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止するこ  
とをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない  
といわざるを得ない。

# 憲法9条の下で許容される自衛の措置(新三要件)

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき
- ③ **必要最小限度の実力を行使する**

## 新3要件に関する答弁

### 1 第1要件関係

(1)「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、どのような事態であるか。

○横島内閣法制局長官 ……第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

(衆・予算委 平成26年7月14日)

(2)「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という事態は、どのような基準から判断されるのか。

○横島内閣法制局長官 ……いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に

- ①攻撃国の意思、能力、
- ②事態の発生場所、
- ③その規模、態様、推移など

の要素を総合的に考慮し、

- ④我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、
- ⑤国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性

などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、「明白な危険」というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるというものであることと解されます。

(衆・予算委 平成26年7月14日)

※丸数字は引用者において編集したもの

## 2 第2要件関係

「我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」としているのはなぜか。

○横畠内閣法制局長官 第二要件におきましては、このたび、第一要件で他国に対する武力攻撃の発生を契機とするものが加わったことから、これまでの、単にこれを排除するために他の適当な手段がないこととしていたのを改め、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない」こととし、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものではないということを明らかにしているものと考えております。

(衆・予算委 平成26年7月14日)

## 3 第3要件関係

第3要件における「必要最小限度の実力行使」とはどのようなものか。

○横畠内閣法制局長官 第三要件につきましては、……文言上変更はございません。  
第三要件は、単に、相手から受けている武力攻撃と同程度の自衛行動が許されるという国際法上の自衛権行使の要件である均衡性ではなく、憲法上の武力行使の要件である新三要件の第一要件及び第二要件を満たした場合における、実際の実力行使の手段、態様及び程度の要件でございます。

したがって、第三要件に言います必要最小限度とは、我が国の存立を全うし、国民を守るためとあります第二要件を前提とした、我が国を防衛するための必要最小限度ということであると理解されます。

(衆・平和安全特委 平成27年5月28日)